

第2部 試験検査

目次

1. 環境衛生に関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	11
2) 飲用水などの水質に関する検査	----- (生活衛生・臨床) --	11
3) プール水の水質検査	----- (生活衛生・臨床) --	12
4) 家庭用品の有害物質検査	----- (生活衛生) --	12
5) おしぼりの衛生検査	----- (臨床) --	13
6) 採暖槽水の衛生検査	----- (臨床) --	13

2. 食品衛生及び栄養に関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	14
2) 食中毒の検査	----- (臨床) --	14
3) 収去食品の細菌検査	----- (臨床) --	15
4) 食品の規格などの検査	----- (生活衛生・臨床) --	15
5) 食品中の食品添加物検査	----- (生活衛生) --	16
6) 食品中の残留農薬検査	----- (生活衛生) --	19
7) 食品中のPCB, 水銀などの食品汚染物質検査	----- (生活衛生) --	20
8) 畜水産食品中の残留動物用医薬品検査	----- (生活衛生) --	22
9) 食品の放射能汚染検査	----- (生活衛生) --	23
10) 自然毒検査	----- (生活衛生) --	24
11) 器具・容器包装などの検査	----- (生活衛生) --	24
12) 食品中のその他の理化学検査	----- (生活衛生) --	25
13) 食品衛生検査施設における試験検査の業務管理(GLP)	----- (疫学情報) --	25

3. 医薬品などに関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	27
2) 医薬品などに関する試験検査	----- (生活衛生) --	27
3) 無承認無許可医薬品に関する検査	----- (生活衛生) --	27

4. 母子, 成人, 老人保健などに関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	28
2) 先天性代謝異常症などの検査	----- (臨床) --	28
3) 神経芽細胞腫検査	----- (臨床) --	29
4) 血液の一般及び生化学的検査	----- (臨床) --	29
5) クームス試験	----- (臨床) --	30
6) 母乳中のPCB及び有機塩素系農薬の検査	----- (生活衛生) --	30

5. 微生物及び免疫に関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	32
2) 京都市感染症発生動向調査における病原体検査	----- (微生物) --	32
3) 2類・3類感染症病原体検査	----- (微生物) --	33
4) 炭疽菌検査	----- (微生物) --	34
5) インフルエンザウイルスに関する抗体検査	----- (微生物) --	34
6) 日本脳炎ウイルスに関する抗体検査	----- (微生物) --	38
7) 風疹ウイルス抗体検査	----- (微生物) --	39
8) ヒト免疫不全ウイルス抗体検査	----- (微生物) --	40
9) C型肝炎ウイルス(HCV)抗体検査	----- (微生物) --	40
10) 梅毒血清反応検査	----- (微生物) --	41

6. 衛生動物に関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	42
2) 衛生動物検査及び衛生相談	----- (微生物) --	42

7. 食肉衛生に関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	43
2) 一般獣畜のと畜検査	----- (病理) --	43
3) 病・切迫獣畜のと畜検査	----- (病理) --	45
4) 精密検査	----- (病理) --	45

8. 環境公害に関する試験検査

1) 年間取扱件数	-----	47
2) 大気汚染に関する試験検査	----- (環境) --	47
3) 大気汚染の常時監視	----- (環境) --	50
4) 水質汚濁などに関する理化学検査	----- (環境) --	56
5) 騒音・振動に関する試験検査	----- (環境) --	59
6) 浄化槽放流水の細菌検査	----- (臨床) --	59

Chapter 2 Inspection and examinations

(Fiscal Year 2002)

Contents

1. Inspections on environmental health

1) Number of samples examined	11
2) Raw and potable water (Food, Clin)	11
3) Swimming pool water (Food, Clin)	12
4) Hazardous materials in household products (Food)	12
5) Wet towels (Clin)	13
6) Hot baths / Jacuzzi (Clin)	13

2. Bacteriological , chemical and other inspections on foods

1) Number of samples examined	14
2) Food poisoning (Clin)	14
3) Foods randomly collected (Clin)	15
4) Standardization of foods (Food, Clin)	15
5) Food additives (Food)	16
6) Pesticide residues in foods (Food)	19
7) PCB and mercury in foods (Food)	20
8) Veterinary drug residues in meats and seafoods (Food)	22
9) Cesium-134 and cesium-137 in foods (Food)	23
10) Naturally occurring toxicants (Food)	24
11) Food containers, food wrapping materials and other utensils used for cooking (Food)	24
12) Other examinations (Food)	25
13) Good Laboratory Practice (GLP) (Epid)	25

3. Inspections on pharmaceutical products

1) Number of samples examined	27
2) Drugs, quasi-drugs and cosmetics (Food)	27
3) Non-approved drugs (Food)	27

4. Medical examinations for child and elderly

1) Number of samples examined	28
2) Mass screening for inborn errors of metabolism (Clin)	28
3) Mass screening for infant neuroblastoma (Clin)	29
4) Haematological and biochemical examinations for the elderly (Clin)	29
5) Coombs test (Clin)	30
6) PCB and organochlorine pesticide residues in human milk (Food)	30

5. Microbiological, serological and epidemiological examinations for infectious diseases	
1) Number of samples examined -----	32
2) Infectious diseases surveillance ----- (Micr) --	32
3) Infectious diseases in category II and III ----- (Micr) --	33
4) <i>Bacillus anthracis</i> ----- (Micr) --	34
5) Influenza virus ----- (Micr) --	34
6) Japanese encephalitis virus ----- (Micr) --	38
7) Rubella ----- (Micr) --	39
8) HIV ----- (Micr) --	40
9) HCV ----- (Micr) --	40
10) Syphilis ----- (Micr) --	41
6. Laboratory and field examinations on animal pests	
1) Number of samples examined -----	42
2) Animal pests ----- (Micr) --	42
7. Meat inspections	
1) Number of samples examined -----	43
2) Meat at normal slaughter ----- (Path) --	43
3) Meat at emergency slaughter ----- (Path) --	45
4) Pathological and bacteriological examinations of meat ----- (Path) --	45
8. Chemical and bacteriological examinations on environmental pollution	
1) Number of samples examined -----	47
2) Air pollution ----- (Envir) --	47
3) Monitoring of air quality ----- (Envir) --	50
4) Water and soil ----- (Envir) --	56
5) Noise and vibration ----- (Envir) --	59
6) Effluent from disposal tank ----- (Clin) --	59

(Food) : Division of Food and Environmental Hygiene
 (Clin) : Division of Clinical Chemistry and Bacteriology
 (Micr) : Division of Microbiology
 (Path) : Division of Pathology
 (Envir) : Division of Environmental Pollution
 (Pub) : Division of Public Health Study
 (Epid) : Division of Epidemiology and Public Health Information

1. 環境衛生に関する試験検査

1) 年間取扱件数

平成14年度の環境衛生に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は表1-1のとおりである。

表1-1 環境衛生に関する試験検査取扱件数

		総 数		平成14年												平成15年		
		検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
水 質 検 査	簡易専用水道水	10	120	-	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	4			
	小規模受水槽水道水	57	684	-	-	-	-	-	-	55	-	-	-	-	2			
	簡易水道水	2	92	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	その他の	4	142	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	小 計	73	1,038	-	2	6	-	-	-	55	2	2	-	-	6			
	プ ー ル 水	42	294	-	-	-	-	42	-	-	-	-	-	-	-			
家 庭 用 品 検 査	採 暖 槽 水	10	10	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-			
	浴 槽 水	11	11	-	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-			
	小 計	63	315	-	-	5	6	42	-	-	10	-	-	-	-			
	お し ぼ り	12	60	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
家 庭 用 品 検 査	依 頼 衣 料 品	9	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-			
	小 計	21	87	12	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-			
	織 維 製 品	617	627	-	60	70	60	-	59	58	60	65	60	65	60			
	家庭用化学製品	21	63	-	-	5	-	8	1	2	-	-	-	5	-			
小 計		638	690	-	60	75	60	8	60	60	60	65	60	70	60			
計		795	2,130	12	62	86	66	50	60	115	72	67	69	70	66			

(ただし、家庭用品検査については、検査委託検体600検体(600項目)を含む。)

2) 飲用水などの水質に関する検査

生活衛生部門・臨床部門

(1) 目的

市民の飲み水として衛生的で安全な水を確保するために、行政上必要とされるもの、あるいは一般から依頼のあった飲料水などについて水質検査を行っている。

(2) 方法

水道法に基づく水質基準に関する省令の方法に準じて検査を行った。

(3) 結果

平成14年度は簡易専用水道水10検体(120項目)、小規模受水槽水道水57検体(684項目)の合計67検体(804項目)について水質検査を行った。

これらのうち、保健所の施設監視指導の一環として行った水質検査は、簡易専用水道水7検体(84項目)、小規模受水槽水道水57検体(684項目)であった。これらの水質検査

の結果、小規模受水槽水道水3検体については、水質基準に適合していなかった(項目内訳：大腸菌群1件、鉄1件、色度及び鉄1件)が、その他の検体はいずれも適合していた。不適合であった小規模受水槽3施設については、所轄する保健所がその設置者などに改善指導を行った。

また、水道法第34条の2第2項の規定に基づく法定検査の結果、「不適合」であった簡易専用水道水3検体(36項目)について水質検査を行った。その結果、これらの検体はすべて水質基準に適合していた。

一般依頼検査としては、簡易水道水関係6検体(234項目)の水質検査を行った。

3) プール水の水質検査

生活衛生部門・臨床部門

(1) 目的

遊泳用プール施設のプール水の衛生を確保するために、保健所の環境衛生監視員が立入調査した際に採取したプール水について検査を行っている。

(2) 方法

厚生労働省健康局長通知（平成13年7月24日付け健発第774号）の水質基準に係る検査方法に準じて検査を行った。

(3) 結果

平成14年度は夏季に42検体(294項目)の検査を行った。これらの水質検査の結果、遊泳用プール水の1検体については、水質基準に適合していなかった(項目：大腸菌群)が、その他の検体はいずれも適合していた。不適合であった遊泳用プール1施設については、所轄する保健所がその設置者などに改善指導を行った。

4) 家庭用品の有害物質検査

生活衛生部門

(1) 目的

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により17種類の有害物質の基準が政令で定められている。

そこで、市販されている繊維製品及び家庭用化学製品を試買し、同法に基づく有害物質の検査を実施している。

(2) 方法

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の施行規則に定める方法及び分析技術の進歩に伴い改良された検査方法を文献などを参考にして検査を行った。

(3) 結果

平成14年度は表1-2に示した家庭用品638検体(690項目)(ただし、検査委託検体を含む。)について検査した結果、すべて基準に適合していた。

表1-2 試験検査対象家庭用品の種類とその検査項目

		検 体 数	検 査 項 目 数	ホルムアルデヒド 生後24ヶ月以内用のも の	ホルムアルデヒド 生後24ヶ月以内用を除く	塩 化 水 素 ・ 硫 酸	塩 化 ビ ニ ル	有 機 水 銀 化 合 物	デ イ ル ド リ ン	T D B P P T	T P T	水酸化カリウム ・ 水酸化ナトリウム	T B B P T	メ タ ノ 丨 ル ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	容 器 試 験			
																	漏 水 試 験	落 下 試 験	耐 酸 性 ・ 耐 アルカリ性 試 験	圧 縮 ・ 変 形 試 験
織 維 製 品	おしめか	19	20	16				2				1	1							
	おしめ	33	35	29				1	1			2	2							
	よだれ掛け	25	25	25																
	下着	281	282	85	193			2				1	1							
	中外衣袋	5	5	5																
	手拭	36	36	34					2											
	くたび	16	16	6	10							1	1							
	た帽	74	75	14	59															
	寝衣	2	2	2																
	寝具	26	26	25					1											
家庭用 化学 製品	敷物	84	84	15	69									3						
	床カ	14	17	10					1	3				1						
	敷物	1	2							1				1						
	敷物	1	2							1				1						
家庭用 化学 製品	つけまつげ用等接着剤	3	3		3															
	家庭用エアゾル製品	10	20				5							5	5	5				
	住宅用洗浄剤	1	5			1											1	1	1	1
	家庭用洗浄剤	7	35									7					7	7	7	7
計		638	690	264	336	1	5	5	5	5	5	7	5	5	5	5	8	8	8	8

5) おしぼりの衛生検査

臨床部門

(1) 目的

飲食店などで、サービスとして提供される「おしぼり」を公衆衛生上の観点から計画に基づき収去された検体について、適切な取扱いが行われることを目的として検査を行った。

(2) 方法

厚生省環境衛生局の指導基準に定める方法によった。

(3) 結果

平成14年度検査件数は12検体(60項目)で、昨年度と同じ件数であった。一般細菌数で10万を超えるものが1検体みられたが、大腸菌群、黄色ブドウ球菌汚染のものはなかった。

6) 採暖槽水の衛生検査

臨床部門

(1) 目的

24時間風呂等で問題になっている、レジオネラ菌を公衆衛生上の観点から、浴槽水及びプールの採暖槽水について検査を行った。

(2) 方法

レジオネラ症防止指針(厚生省生活衛生局企画課監修)に定める方法によった。

(3) 結果

採暖槽水10検体、浴槽水11検体実施した結果、採暖槽水1検体、浴槽水4検体から、*L. pneumophila* が検出された。